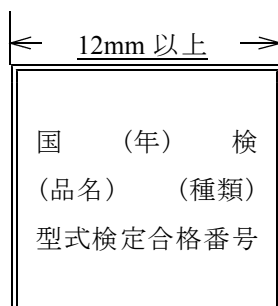


様式第11号(3)(乙)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章  
(防じんマスク及び電動ファン付き  
呼吸用保護具のろ過材、防毒マスク  
の吸収缶(ろ過材が分離できるものに  
あつては、ろ過材を分離した吸収缶及  
びろ過材)並びに電動ファンが分離で  
きる電動ファン付き呼吸用保護具の電  
動ファン用)



備考

- 1 この型式検定合格標章は、これを印刷した紙の貼付又は明瞭な直接表示により、防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)又は電動ファンを分離することができる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとする。
- 2 この型式検定合格標章は、一辺を12ミリメートル以上の正方形とし、縁の幅を1ミリメートルとすること。ただし、貼付すべき紙に印刷する場合にあつては、一の型式検定合格標章について一辺を12ミリメートルの正方形とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙に印刷することができる。
- 3 「国(年)検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号(3)(甲)の備考3及び4の例によること。ただし、電動ファン付き呼吸用保護具に表示する場合における「種類」の表示方法については、次の各号に掲げる表示すべき箇所に応じてそれぞれ当該各号に定めるとおりする。  
イ ろ過材 その性能によりPS1、PS2、PS3、PL1、PL2又はPL3と表示すること。  
ロ 電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン 通常風量形にあつては「通」と、大風量形にあつては「大」と表示すること。
- 4 複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。